



つくばみらい市個人情報保護条例及びつくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 2 月 15 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第 38 号

つくばみらい市個人情報保護条例及びつくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 つくばみらい市個人情報保護条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の 2 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

(つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)

第 2 条 つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年つくばみらい市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「法第 19 条第 10 号」を「法第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。